

松山市立小中学校幼稚園防犯カメラの設置及び運用に関する要綱について

要綱制定目的

松山市立の小中学校及び幼稚園に設置する防犯カメラシステムに関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラシステムの適正な運用を図り、もって、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、学校敷地内における児童、生徒及び園児の安全確保の一助とすることを目的とするもの。

要綱の概要

(1) 防犯カメラの設置場所等（第3条関係）

- ・校長等の要望に基づき設置する。
- ・カメラ設置場所は、原則として校門や中庭等を中心に撮影できる位置とする。
- ・学校等敷地以外の箇所が撮影範囲に含まれないように留意する。
- ・校門等に防犯カメラが作動中である旨を表示する。

(2) 管理責任者・防犯カメラ取扱者（第4～6条関係）

- ・校長等を管理責任者、教頭及び主幹教諭等を防犯カメラ取扱者とし、防犯カメラシステムを操作し、映像を確認できる者を限定する。

(3) 防犯カメラシステムの作動時間・録画映像の保存期間（第7条関係）

- ・夜間及び日中の不審者対策のため、防犯カメラシステムは、原則、終日作動させる。
- ・録画映像の保存期間は2週間とする（期限後自動消去）。

(4) 目的外利用及び外部提供の制限（第8条関係）

- ・法令に定めがある場合や人の生命、健康、生活または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合を除き、目的外利用・外部提供を禁ずる。
- ・目的外利用・外部提供する場合は、事前に教育委員会と協議する。

(5) 防犯カメラシステム操作状況等の公表（第9・10条関係）

- ・防犯カメラシステム使用状況の把握等のために、①事案発生に伴い映像確認した場合、②目的外利用・外部提供した場合、には教育委員会に報告する。
- ・運用状況の透明化のために、教育委員会は、学校から報告のあった防犯カメラ操作状況等を、毎年1回、市ホームページに掲載して公表する。

(6) 個人情報保護（第11条関係）

- ・守秘義務規定を設けるとともに、松山市個人情報保護条例及び規則の適用対象とする。

(7) 施行期日（付則関係）

- ・平成26年1月7日施行（※設置済校6校について、施行日以降、当該要綱の運用に係る規定を適用する。）